

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日か、
当たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(社会課)

保険薬剤師の登録(保険課)

定期種畜検査の実施(畜産課)

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)

保安林の指定の解除(造林課)

土地収用法による土地の立入りの許可(管理課)

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

◇ 人委規則 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第四百一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項

に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

平成二年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	氏 名	勤 務 先
診断に係る障害 の範囲	桶 川 了 二	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院
視 覚 障 害	玉 井 嗣 彦	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
眼 科	佐 藤 嘉 余 子	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院
聴覚、平衡、音 声、言語又はそ れらに関する機能障害	奥 野 誠	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
整形外科	高 濱 顕 弘	倉吉市宮川町二九 医療法人共済会清水病院
整形外科	佐々木 成一郎	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
外 科	黒 田 弘 明	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
外 科	富 田 昌 弘	西伯郡岸本町大原宮林九 二七一一 大山大原保養院
内 科	村 田 裕 彦	西伯郡西伯町大字三九七 西伯町国民健康保険西伯病 院
外 科		

鳥取県告示第四百二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田中球英	鳥粟第七三二号	平成二年三月十九日

鳥取県告示第四百三三号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から平成二年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成二年五月十五日 午前十時から	鳥取市国安 東部家畜市場	乳用牛、肉用牛、 豚及び馬

平成二年五月十五日
午後一時から

倉吉市大塚
中部家畜市場

〃

平成二年五月十六日
午前十時から

東伯郡赤碓町大字出上
農林水産省鳥取種畜牧場

〃

平成二年五月十六日
午後一時から

東伯郡赤碓町大字松谷
鳥取県畜産試験場

〃

平成二年五月十六日
午後四時から

西伯郡西伯町大字北方
鳥取県中小家畜試験場

〃

平成二年五月十七日
午前十時から

西伯郡岸本町久古
西部家畜市場

〃

平成二年五月十七日
午後一時から

日野郡日野町高尾
鳥取日野農協和牛振興拠点

〃

鳥取県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
倉吉市	土地改良総合整備事業（一般）立見地区 区画整理	平成二年三月二十日

鳥取県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市白兔字白浜六九三の三（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市白兔身身干山八八九の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線黒坂線鉄塔立替工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡溝口町中祖、古市及び荘地内

四 立ち入ろうとする期間

平成二年四月十三日から同年十二月三十一日まで

鳥取県告示第四百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、岩美町から岩美都市計画下水道の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成二年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年四月十三日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十二号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

日野郡日野町久住五七六番地	黒坂小学校久住季節間分
日野郡江府町大字御机四七〇番地	米沢小学校御机分校

を

日野郡日野町久住五七六番地	黒坂小学校久住季節
---------------	-----------

校	一級
一級	一級

間分校

一級

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】